

救急隊員部会自主研修等事業支援助成金交付要綱

第1 目的

救急隊員部会の会員が、本会の目的を達成するために実施する自主的な研修事業等に対し、予算の範囲内で助成することにより、会員の資質の向上及び本会の活性化に資することを目的とする。

第2 事業名

救急隊員部会自主研修等事業支援助成事業

第3 助成対象事業及び参加規模

- (1) 会員の救急活動に係る資質向上のための研修会
会員 10 名以上の参加
- (2) その他、運営委員長が必要と認める事業
運営委員長が必要と認める参加者数（ただし、参加者総数 10 名以上のものに限る。）

第4 助成対象経費

- (1) 報償費……………講師謝金 ほか
- (2) 借上料……………会場借上料、放送設備借上げ料、訓練資機材借上げ料 ほか
- (3) 旅 費……………講師旅費 ほか
- (4) その他……………運営委員長が必要と認める経費

第5 助成額

【会員数 30 名以上】

50,000 円以内（圏域合同で実施する場合は 100,000 円）

ただし、補助対象経費が 50,000 円以下（圏域合同で実施する場合は 100,000 円以下）の場合、補助対象経費の額

【会員数 15 名以上】

30,000 円以内（圏域合同で実施する場合は 50,000 円）

ただし、補助対象経費が 30,000 円以下（圏域合同で実施する場合は 50,000 円以下）の場合、補助対象経費の額

【会員数 10 名以上】

20,000 円以内（圏域合同で実施する場合は 30,000 円）

ただし、補助対象経費が 20,000 円以下（圏域合同で実施する場合は 30,000 円以下）の場合、補助対象経費の額

第6 手続き

- (1) 助成事業を申請しようとする者は、事業実施 1 ヶ月前までに、別紙様式 1 の助成金交付申請書を事務局に提出するものとする。
- (2) 事務局は、(1)の申請期間内に提出された事業を取りまとめ、本要綱の定める規定の適否について審査し、運営委員長に提出する。
- (3) 運営委員長は、(2)の申請事業について、助成金交付対象事業及び助成金の額を決定する。
- (4) 事務局は、(3)で決定された内容を申請者に通知（内示）するとともに、部会ホームページ（以下、「HP」と称する。）に掲載し、全ての部会員に対し周知する。
- (5) 部会員は、上記(1)～(3)の交付内定額の総額が年間予算額の範囲内の場合、上記(1)の募集期間以降、随時、事務局に申請できることとし、事務局及び部会長は、(2)～(4)に準拠し、処理するものとする。
- (6) 交付金の内定を受けた者は、事業完了後、別記様式 2 により助成事業完了報告書を事務局に提出するものとする。
- (7) 事務局長は、(6)の報告書について審査して助成事業の額を決定し、申請者に支払うものとする。ただし、事業の内容に疑義がある場合は、部会長と協議し、部会長が決定するものとする。この場合、事務局長は申請者に必要な書類の提出を求めることができる。

第7 その他

- (1) この要綱は、救急隊員部会運営委員会において決定する。
- (2) この要綱は、救急隊員部会運営委員会において変更又は廃止することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 24 年 4 月 23 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。